

### 3 賃金制度

#### (1) 時間外労働の割増賃金率

時間外労働の割増賃金率を「一律に定めている」企業割合は83.1%（前年80.3%）となっており、そのうち、時間外労働の割増賃金率を「25%」とする企業割合は93.3%（同93.8%）、「26%以上」とする企業割合は6.1%（同6.1%）となっている。

時間外労働の割増賃金率を「26%以上」とする企業割合を企業規模別にみると、1,000人以上が22.6%（同23.3%）、300～999人が13.5%（同13.2%）、100～299人が7.3%（同8.0%）、30～99人が4.5%（同4.3%）となっている。（第15表）

**第15表 時間外労働の割増賃金率の定めの有無、定め方、割増賃金率階級別企業割合**

（単位：％）

企業規模・年	全企業	時間外労働の割増賃金率の定め						
		定めて いる	時間外労働の割増賃金率の定め方				時間外労働 時間数等に 応じて異なる 率を定めて いる	定めて いない
			一律に 定めている <sup>1)</sup>	時間外労働の割増賃金率				
				25%	26%以上			
平成28年調査計	100.0	92.5	83.1	(100.0)	(93.3)	(6.1)	9.4	7.5
1,000人以上	100.0	97.0	83.3	(100.0)	(77.4)	(22.6)	13.8	3.0
300～999人	100.0	97.0	84.1	(100.0)	(86.4)	(13.5)	12.9	3.0
100～299人	100.0	93.7	84.8	(100.0)	(92.6)	(7.3)	8.8	6.3
30～99人	100.0	91.6	82.5	(100.0)	(94.7)	(4.5)	9.1	8.4
平成27年調査計	100.0	89.5	80.3	(100.0)	(93.8)	(6.1)	9.2	10.5

注：1) ( )内の数値は、時間外労働の割増賃金率を「一律に定めている」企業を100とした割合である。

## (2) 1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率及び代替休暇制度

時間外労働の割増賃金率を定めている企業のうち、1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業割合は27.4%（前年25.7%）となっており、そのうち、時間外労働の割増賃金率を「25～49%」とする企業割合は45.4%（同46.1%）、「50%以上」とする企業割合は53.4%（同53.2%）となっている。

1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業のうち、割増賃金の支払いに代えて有給の休暇を付与する代替休暇制度がある企業割合は20.7%（同20.6%）、代替休暇制度がない企業割合は79.3%（同79.4%）となっている。

中小企業該当区分別にみると、時間外労働の割増賃金率を定めている企業のうち、1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業割合は中小企業で23.6%（同22.2%）、中小企業以外で48.7%（同42.5%）となっている。そのうち、時間外労働の割増賃金率を「25～49%」とする企業割合は中小企業で58.8%（同59.3%）、中小企業以外で9.0%（同13.7%）、「50%以上」とする企業割合は中小企業で39.6%（同40.0%）、中小企業以外で90.6%（同85.9%）となっている。（第16表）

**第16表 1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率の定めの有無、割増賃金率階級、代替休暇制度の有無別企業割合**

（単位：％）

企業規模・中小企業該当区分・年	時間外労働の割増賃金率を定めている企業 <sup>1)</sup>		1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率の定め						定めていない
			定めている <sup>2)</sup>		代替休暇制度		定めていない		
					1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率	制度あり		制度なし	
			25～49%	50%以上	制度あり	制度なし			
平成28年調査計	[ 92.5 ]	100.0	27.4 (100.0)	( 45.4)	( 53.4)	( 20.7)	( 79.3)	72.6	
1,000人以上	[ 97.0 ]	100.0	85.7 (100.0)	( 8.9)	( 91.0)	( 12.0)	( 88.0)	14.3	
300～999人	[ 97.0 ]	100.0	62.4 (100.0)	( 15.9)	( 84.0)	( 16.1)	( 83.9)	37.6	
100～299人	[ 93.7 ]	100.0	32.3 (100.0)	( 39.3)	( 60.3)	( 20.5)	( 79.5)	67.7	
30～99人	[ 91.6 ]	100.0	20.4 (100.0)	( 62.4)	( 35.4)	( 23.3)	( 76.7)	79.6	
中小企業	[ 99.1 ]	100.0	23.6 (100.0)	( 58.8)	( 39.6)	( 20.9)	( 79.1)	76.4	
中小企業以外	[ 98.9 ]	100.0	48.7 (100.0)	( 9.0)	( 90.6)	( 20.1)	( 79.9)	51.3	
平成27年調査計	[ 89.5 ]	100.0	25.7 (100.0)	( 46.1)	( 53.2)	( 20.6)	( 79.4)	74.3	

注：1) [ ]内の数値は、全企業のうち、時間外労働の割増賃金率を定めている企業割合である。

2) ( )内の数値は、1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を「定めている」企業を100とした割合である。